

## 着炎後 3 秒<6 秒>加熱試験の運用変更について

防災物品のカーテン、布製ブラインド、幕類、どん帳及び工事用シートの燃焼試験法である 45° ミクロ<メッセル>バーナー法においては、試験体 3 体について 1 分<2 分>加熱試験を実施し、試験の結果、着炎しないものはその結果により判定し、着炎するものは更に試験体 2 体について着炎後 3 秒<6 秒>加熱試験を実施し、その結果を含めて判定することとされております。

日本防災協会では、ポリエステル等接炎により溶融し穴が空く性状の物品については、1 分<2 分>加熱試験で炎が明確に目視できないものも、着炎の確実な確認の視点から、溶融し穴が空く場合は 3 秒<6 秒>加熱試験を実施してまいりました。

また、3 秒<6 秒>加熱試験の着炎点については、試験の明確化・定型化の観点から、試験体が溶融し、穴が空いた時に同時に着炎しているものとしてまいりました。

しかしながら、現行消防法令の範囲内で当協会と異なる運用を行っている試験機関が存することを踏まえ、今般、試験機関間の運用の統一が必要であることから、検討の結果、下記のとおり運用を変更することといたします。

### 1 運用の変更

- ・ 1 分<2 分>加熱試験で、炎が明確に目視できないものは、着炎後 3 秒<6 秒>加熱試験を実施しない。
- ・ 3 秒<6 秒>加熱試験の着炎点については、溶融し穴が空いた時点ではなく、炎を目視した時点とする。

### 2 運用変更の日程

平成 28 年 10 月 1 日以降受付の試験から

### 3 防災製品の試験の取扱い（別紙参照）

防災製品のテント類、シート類、幕類、非常持出袋、自動車・オートバイ等のボディカバー、襖紙・障子紙等、祭壇用白布、防護用ネット、木製等ブラインドに係る試験についても同様に運用を変更する。

<補足>

- 1 45° ミクロバーナー法<メッセルバーナー法>の着炎後 3 秒<6 秒>加熱試験運用変更に伴う防災物品、防災製品対象品目

<防災物品>

カーテン、暗幕、どん帳・舞台幕、布製ブラインド、工事用シート

<防災製品>

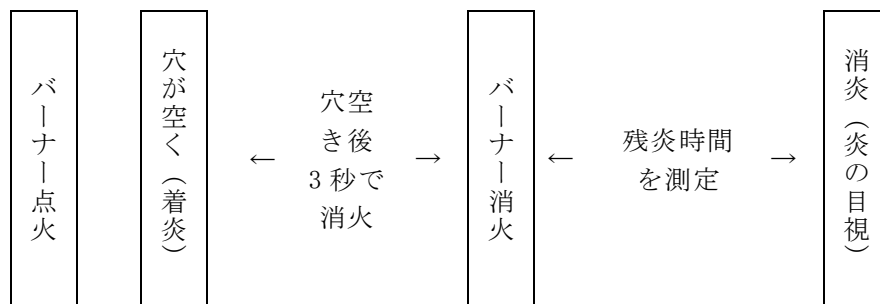
テント類、シート類、幕類、非常持出袋、自動車・オートバイ等のボディカバー、襖紙・障子紙等、祭壇用白布、防護用ネット、木製等ブラインド

- 2 3 秒<6 秒>加熱試験運用の変更点の説明

(1) 従来（平成 28 年 10 月 1 日以前の受付試験）の試験運用

- ① 45° ミクロ<メッセル>バーナー法の 1 分<2 分>加熱試験で接炎すると熔融し穴が空く性状の物品は、試験体 3 体で炎を目視で確認出来ないものも含め全て、更に試験体 2 体について着炎後 3 秒<6 秒>加熱試験を実施する。

- ② 3 秒<6 秒>加熱試験の流れ

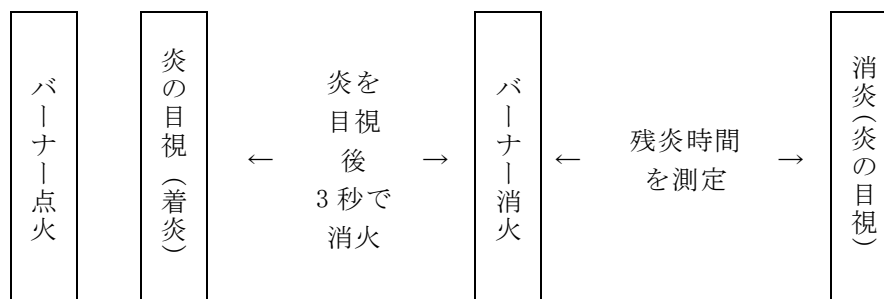


(2) 運用の変更（平成 28 年 10 月 1 日以降の受付試験）

- ① 45° ミクロ<メッセル>バーナー法の 1 分<2 分>加熱試験の試験体 3 体の内、1 体でも炎を目視で確認できるものは、これまでどおり、更に試験体 2 体について着炎後 3 秒<6 秒>加熱試験を実施する。

一方、3 体全て炎を目視で確認出来ないものは、3 秒<6 秒>加熱試験を実施しない。

- ② 3 秒<6 秒>加熱試験の流れ



<参考>

消防法施行規則第4条の3（抜粋）

4 物品（じゅうたん等及び合板を除く。）の残炎時間、残じん時間、炭化面積及び炭化長に係る令第4条の3第5項の総務省令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。

四 測定方法は、次に定めるところによること。

ホ 3の試験体について、薄手(で)布にあつては1分間、厚手(で)布にあつては2分間加熱を行うこと。この場合において、加熱中に着炎する試験体については、別の2の試験体について、着炎してから薄手(で)布にあつては3秒後、厚手(で)布にあつては6秒後にバーナーを取り去ること。

防災製品性能試験基準（抜粋）

2 テント類、シート類、幕類、非常持出袋、自動車・オートバイ等のボディカバー、襖紙・障子紙等、祭壇用白布、防護用ネット及び木製等ブラインド

認定規程第3条第2号に規定するテント類、第3号に規定するシート類、第4号に規定する幕類、第5号に規定する非常持出袋、第12号に規定する自動車・オートバイ等のボディカバー、第14号に規定する襖紙・障子紙等、第17号に規定する祭壇用白布、第19号に規定する防護用ネット及び第22号に規定する木製等ブラインドの防災性能試験は、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号、以下「規則」という。）第4条の3第4項及び第7項に規定する防災性能の測定方法並びに（1）から（4）までの事項により試験を行い、同条第3項に示す基準により判定を行うものとする。

以上